

助成までの流れ

1 申請書などの書類を準備してください

- ご自身が非課税世帯であること確認してください。
- 高齢福祉課の窓口やホームページで、以下の書類を準備してください。
 - ① 助成申請書（第1号様式）
 - ② 医師意見書（第2号様式）
 - ③ アンケート調査（申請時）



2 「医師意見書」を準備してください

- 耳鼻咽喉科を受診し、申請の対象となるか相談してください。
- 対象となる場合は、耳鼻咽喉科に「医師意見書」の作成を依頼してください。
- ※ 診察料は自己負担です。
- ※ 「医師意見書」の作成料については、市内の耳鼻咽喉科では経費はかかりません。市外の医療機関を受診する場合は、各医療機関にご確認ください。



3 補聴器の見積書を準備してください

- 補聴器販売店に耳鼻咽喉科で作成した「医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書の作成を依頼してください。
- ※ 助成の対象となる補聴器は、医療機器であるものに限りです。
- ※ 見積書様式の指定はありませんが、補聴器明細のわかるものとします。



4 高齢福祉課に申請してください

- 以下の書類を高齢福祉課へ提出してください。
 - ① 助成申請書（第1号様式）
 - ② 耳鼻咽喉科で作成した「医師意見書」（第2号様式）
 - ③ 補聴器販売店で作成した補聴器の「見積書」
 - ④ アンケート調査（申請時）



次のページもお読みください。



5 高齢福祉課から「助成決定通知書」と「実績報告及び請求書」を郵送します



6 補聴器を購入してください

■ 助成決定通知書が届いたら、見積書を作成した補聴器販売店で、見積書どおりの補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。

※ 領収書は、補聴器の明細、購入した年月日、支払金額の記載があるものです。



7 高齢福祉課に助成金の請求をしてください

■ 高齢福祉課へ以下の書類を提出してください。

- ① 高齢福祉課から郵送された「実績報告及び請求書」（第5号様式）
- ② 補聴器を購入したときに受け取った「領収書の写し」



8 高齢福祉課から助成金を指定の口座に振り込みます

■ 「実績報告及び請求書」に記載された口座へ、助成金を振り込みます。

■ 助成金の振込時期の目安は、高齢福祉課で書類の内容を確認後 30 日程度です。